

(Annual Review)

## 2016年 Recent Development

弁護士 上田裕康

1 日本経済は、アベノミクスの影響により、昨年は順調に推移したようであり、倒産件数は低いレベルにあった。

法的倒産件数の推移は以下のとおりであり、減少傾向が続いている。2015年の統計によると、

- (1) 破産事件の件数は全国で7万1533件（前年比97.5%）
- (2) 民事再生事件の件数は全国で158件（前年比95.8%）
- (3) 会社更生事件の件数は全国で42件（前年比95.0%）。東京地裁で41件を受理しているが、関連会社の申立に伴う増加であり、実質は1件。

他方において、法的倒産ではなく、事業再生実務家協会による事業再生ADR、中小企業支援協議会、地域経済活性化機構(REVIC)を通じた私的整理は、それなりの件数があり、法的手続を取らずにソフトランディングさせる手法がそれなりの存在感を示すこととなった。また、金融機関が返済計画の変更などに弾力的に応じることによる実質的な金融支援や、信用保証協会の各種保証制度などが倒産を抑制する下支えになっていると考えられる。加えて、本年2月には、金融庁から金融機関に対し、年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化を要請するなどの対策が行なわれていることから、当面の金融支援に大きな変化はない。

2 倒産に至ったケースではないが、銀行の支援がなければ生き延びることが困難であった著名企業として、東芝とシャープを上げることができる。

シャープについては、液晶に対する過大投資の結果として、莫大な赤字を抱えており、かつ、2年前には金融機関による優先株の引き受けがなされたにもかかわらず、その後、業績が回復するには至らなかった。このような企業の整理のためには、通常は、会社更生手続が最も適切である。しかしながら、推測になるが、2年前に優先株を引き受けたメインバンクとしては、その直後にシャープが倒産するという事態となれば、金融機関の責任が問われる可能性も否定できず、金融機関としては、法的な倒産処理手続を回避する方向性で処理を進めたのではないかと推測される。また、会社更生の申立にともなう事業価値の毀損を避けたいという意向も働いたのであろう。その結果として、産業革新機構による支援

が検討され、具体的な再建案が作られるところまで進んだと聞いているが、報道されているとおり、最後は、台湾の会社が、シャープを支援することになったものである。シャープの経営陣は自主的な判断ができず、金融機関主導で再建手続が進められ、金融機関の負担を回避するための方策として、台湾の会社による支援が決定したという流れは、極めて興味深いものである。

東芝は、過去の経営陣が不適正な会計処理を行なったとして問題となった。東芝という会社に対する社会及び投資家の信頼は大きく損なわれた。経営トップが関与して、不適正な会計処理が行なわれということからすると、通常であれば金融機関は融資継続による支援を行なうことが難しい場合が多い。しかしながら、日本を支え続けてきた東芝を潰すことはできないという判断によるものと推測されるが、金融機関は支援を継続し、東証も東芝株式を上場廃止にはもって行かなかった。東芝は、債務超過を免れるべく、資産の処分に動き、かつ、有力な医療ビジネスを行っていた東芝メディカルという子会社を売却した。その手法についても、独禁法の規制を免れるために、特別な手法を用いたとして現在議論となっている。

3 この二つのケースは、極めて特殊な事案であり、どのような形であれ、両社が法的倒産手続を免れ、ソフトランディングしたことは、一時的には日本経済に良い影響をもたらしたかも知れないが、倒産、事業再生の本来の在り方からすれば、特殊な処理がなされたものであり、抜本的な処理からはかけ離れているという見方もありうる場所である。今回のような処理が正しかったかどうかは歴史が判断してくれるであろうが、日本的な事業再生手続の透明性に対する批判を受ける可能性は残る。

4 個別のケースを離れて、今、最もホットな issue は、私的整理手続への多数決原理の導入である。この問題は、日本における私的整理手続を強力に押し進めてきた高木新二郎先生が、強く主張してこられたものであり、ようやく、そのための土台が整いつつある。この論点については、池田靖弁護士から報告がなされることになっている。

また、経営者保証ガイドラインが導入され、経営者が早期に事業再生手続に着手した場合においては、その結果として、事業価値の毀損を免れ債権者に対する返済が増加することを評価し、経営者の保証債務の処理についても華美ではない自宅を残すことも含めて、経営者にインセティブを与えたものである。この論点については、小林信明弁護士から報告がなされることになっている。

5 個別の民事再生事件として著名なものは、スカイマークの事件と第一汽船とがある。

スカイマークの事件については、昨年も少し触れたが、債務者とリース債権者の双方が

計画案を提出し、両案が、債権者集会に付議されるという極めて異例の事態となった。再生債務者が推薦するスポンサーは ANA、債権者が推薦するスポンサーはデルタ航空であった。両案ともスポンサーを誰にするかを除けば、内容的にほとんど変わりはなく、最終的には、他の大口債権者であるエアバス、ロールスロイスの票をどちらが取れるのかということで決まることになった。そして、エアバスとロールスロイスは、最終的に ANA をスポンサーとする案に投票したために、再生債務者案が可決され、債権者案は否決されるという結果となった。この投票行動との関係は不明であるが、ANA は、今年になって、これまで購入しないと述べていたエアバスの大型機 (A380) 三機を購入すると発表したとの報道がなされた。エンジンはロールスロイス製である。

6 第一汽船の民事再生事件は、このシンポジウムのために多大なる貢献をして下さっている福岡真之介弁護士が担当された事件である。

その概要は下のとおりである。

第一中央汽船株式会社は、東証一部上場の会社であり、所有船及び傭船による外航海運業・内航海運業を営んでいた。平成 27 年 3 月期の売上約 1522 億円、営業損失約 131 億円、経常損失約 139 億円であった。負債は、会社本体と、その仕組船会社 1 社 (Star Bulk Carrier Co., S. A.) を合わせて、約 4051 億円、従業員数約 224 名である。窮境原因は、平成 15 年後半からの海運バブル期に船隊拡大、リーマンショックによる海運不況、平成 24 年以降の市況のさらなる低迷、高額の傭船料とスポットの貨物運賃との”逆ざや”による大幅な損益悪化である。平成 25 年に、主要株主である商船三井等に対し、A 種種類株式を発行して 314 億円を調達。平成 26 年に、外部投資家等に対する D 種種類株式発行で 85 億円を調達。平成 27 年には国内主要船主に傭船料の 20%減額等を要請したが、上記の施策によっても、市況の超低迷に対抗する抜本的な改善には至らなかった。

民事再生手続のスケジュールは以下のとおり。

- 再生手続開始申立 平成 27 年 9 月 29 日
- 再生手続開始決定 同年 10 月 5 日
- 債権届出期間 同年 12 月 7 日まで
- 報告書等の提出期限 同年 12 月 25 日
- 認否書の提出期限 平成 28 年 1 月 5 日
- 再生債権の一般調査期間 同年 1 月 12 日から 19 日まで

➤ 再生計画案の提出

同年 3 月 17 日

※提出期限を約 2 ヶ月延長

所有船は主に収益性の高い専用船(最大顧客の新日鉄の貨物を運搬)として使用されており、申立後の運航継続は再建に必須であったことから、対応に御苦勞をされたとお聞きしている。法的な問題点としては、契約準拠法の多くが外国法(特に英国法)であることにより、船主との間の傭船契約を、“逆ざや”解消のため双方未履行双務契約として解除(民事再生法 49 条 1 項)する必要があった。しかしながら、契約準拠法が外国法であるため、双方未履行双務契約の解除に関する準拠法の問題があり、また、再生手続開始申立後、複数の海外の大口荷主から倒産解除特約に基づき貨物契約を解除されたため、荷主による倒産解除特約に基づく解除の有効性を検討するにあたり、倒産解除特約の準拠法の問題も生じた。海外荷主からの倒産解除特約に基づく解除を争い、荷主に対し損害賠償請求するための紛争解決地・紛争解決方法を検討する必要があったとのことである。

7 以上のとおり、法的倒産手続は減少しているが、その他の私的整理(事業再生実務家協会、中小企業支援協議会、地域経済活性化支援機構)は一定の数を処理している状況にある。残念ながら、法的倒産手続は、社会から倒産という評価を受け、事業価値が毀損することを最大の懸念として、減少している状況にあることは顕著である。